

予防接種実施規則の一部を改正する省令案の概要

(1) 改正案の概要

東日本大震災の発生に伴い、一定の間隔をおいて複数回接種が必要な接種について、予定どおりに接種を受けることができない者が発生した。

これに伴い、予防接種実施規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号。以下「規則」という。）において、所要の改正を行う。

(2) 改正内容

ジフテリア・百日せき及び破傷風並びに日本脳炎の予防接種において、規則で定める複数回接種のそれぞれの間に置くべき間隔をおいている間に、東日本大震災の発生により定期の予防接種を受けることができなくなった者について、当該事由が消滅した後速やかに接種したときは、当該間隔期間を過ぎてしまっても定期の予防接種とみなすことができるようにする。

(3) 根拠法令の条項

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 10 条

(4) 公布日

平成 23 年 5 月中旬（予定）

(5) 施行期日

公布の日（予定）

※適用は平成 23 年 3 月 11 日（予定）